



2015年8月26日

米国中小型成長株式市場の急落と今後の市場動向について

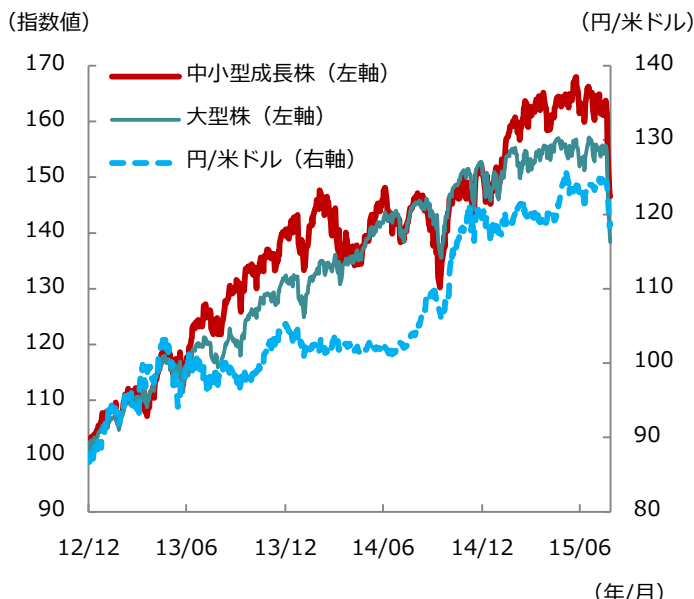
【ポイント】

- 先週以来、世界の株式市場が大きく下落しています。中国景気の先行きに対する不透明感や原油価格の下落等が背景にあると考えられます。またドル円レートは、120円割れまで円高が進行しており、投資家の運用リスクを回避する姿勢が強まっています。
- 「明治安田米国中小型成長株式ファンド」（以下、当ファンド）は、米国株式の中でも、高い利益成長が期待される中小型成長企業に投資を行います。今後の市場動向には引き続き注意が必要であるものの、当ファンドの実質的な運用を行うアライアンス・バーンスタイン（以下、AB）は、米国中小型株式市場および当ファンドにとって、以下の点が期待できると考えています。
 - ① 米国中小型株式市場は、米国国内ビジネスを中心とする企業が多いため、中国等の海外経済の影響を比較的受けにくいという、原油価格の下落による米国景気の押し上げ効果を楽しみやすいこと
 - ② 株式市場が全面的に下落する局面では、高い利益成長が期待される銘柄も、ファンダメンタルの良し悪しに関わらず売られてしまう傾向があるため、個別銘柄選択の点から魅力的な投資機会が提供されること

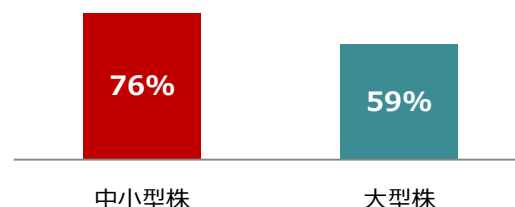
1. 足元の状況

- 先週以降、世界の株式市場が大きく下落しており、米国中小型成長株式市場に関しても、8月21日、24日、25日の3日間で▲6.3%の下落となりました。またドル円レートは、120円割れまで円高が進行しています（図表1）。
- 今後の動向には引き続き注意が必要ですが、当ファンドの実質的な運用を行うABは、米国中小型株式市場は米国国内ビジネスを中心とする企業が多いため（図表2）、中国等の海外経済の影響を比較的受けにくいと考えています。
- また原油価格の下落はガソリン安につながり、米国の個人消費の押し上げや企業コストの低下を通じて、米国景気にプラスの影響をもたらすと考えます。そうした中、米国国内ビジネスを中心とする企業が多い米国中小型株式市場は、米国景気の押し上げ効果を楽しみやすいと考えます。

（図表1）米国株式市場・為替市場の推移*



（図表2）時価総額規模別の米国国内売上高比率**



*（図表1）について

※期間：2012年12月末～2015年8月25日。2012年12月末を100として指数化。
※中小型成長株はラッセル2500グロース指数、大型株はS&P500種株価指数（いずれも配当込、米ドルベース）を使用。いずれも、当ファンドのベンチマークではありません。また、指数に関する知的財産権その他一切の権利は指数の発表元に帰属します。

出所：ブルームバーグ、AB

**（図表2）について

※期間：2013年現在

※中小型株はS&P中型株400種株価指数とS&P小型株600種株価指数の合計、大型株はS&P500種株価指数を使用。いずれも、当ファンドのベンチマークではありません。また、指数に関する知的財産権その他一切の権利は指数の発表元に帰属します。

出所：ブルームバーグ、AB

※上記実績は過去のものであり、また、見直し・分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動、投資成果を示唆・保証するものではありません。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。

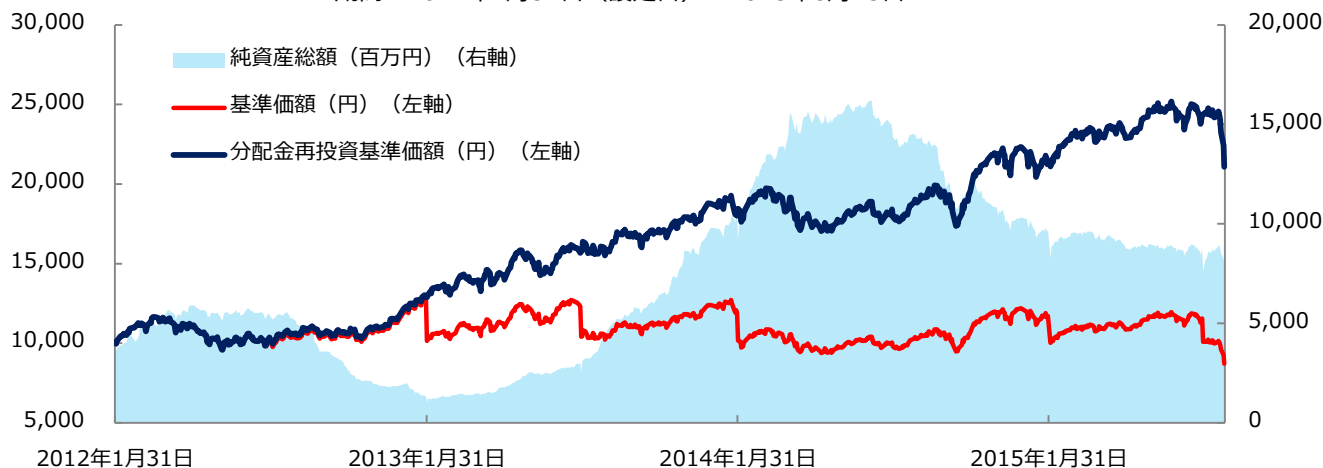


2. 当ファンドについて

- 当ファンドは、足元での株式市場の急落と為替市場の円高進行を受けて、基準価額の騰落率が1カ月前比、3カ月前比、6カ月前比ともにマイナスとなっています（8月25日時点）。
- 当ファンドは、米国株式の中でも、高い利益成長が期待される中小型成長企業に投資を行います。株式市場が全面的に下落する局面では、高い利益成長が期待される銘柄も、ファンダメンタルの良し悪しに関わらず売られてしまう傾向にあるため、個別銘柄選択の点から魅力的な投資機会が提供される、とABは考えています。

<基準価額および純資産総額の推移>

期間：2012年1月31日（設定日）～2015年8月25日



<ファンドの概要等> (2015年8月25日時点)

| | |
|----------|--------------|
| 設定日 | 2012年1月31日 |
| 決算日（年2回） | 毎年1/31, 7/31 |
| 基準価額 | 8,707円 |
| 純資産総額 | 78億円 |

<基準価額の騰落率> (2015年8月25日時点)

| | |
|-------|--------|
| 1カ月前比 | ▲14.5% |
| 3カ月前比 | ▲13.0% |
| 6カ月前比 | ▲7.5% |
| 1年前比 | 12.1% |
| 3年前比 | 99.9% |
| 設定来 | 110.7% |

<分配金（1万口当たり、税引前）の推移>

| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 設定来累計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 2012年7月 | 2013年1月 | 2013年7月 | 2014年1月 | 2014年7月 | 2015年2月 | 2015年7月 | |
| 200円 | 2,500円 | 2,000円 | 2,000円 | 100円 | 1,500円 | 1,500円 | 9,800円 |

※分配金再投資基準価額は信託報酬等控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※基準価額の騰落率は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

投資信託は、元本が保証された商品ではありません。お申込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。



ファンドの特色、投資リスク (詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください)

当ファンドの特色

- ◆米国株式の中でも、高い利益成長が期待される米国中小型成長企業に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - ◆原則として、外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。
 - ◆実質的な米国中小型成長株式等の運用指図に関する権限は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーに委託します。
 - ◆年2回の決算(1月31日および7月31日(休業日の場合は翌営業日))を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
 - ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

明治安田米国中小型成長株式ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の株式等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

■主な変動要因

| | |
|---------|---|
| 株価変動リスク | 株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 流動性リスク | 株式を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 |
| 信用リスク | 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。



手続・手数料等 (詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください)

お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。 |
| 購入・換金申込不可日 | 申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込の受付を行いません。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 2012年1月31日から2022年1月31日 |
| 繰上償還 | 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |
| 決算日 | 1月31日および7月31日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 (注) 当ファンドには「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。 |
| 信託金の限度額 | 1,000億円 |
| 公告 | 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。http://www.myam.co.jp/ |
| 運用報告書 | 決算時および償還時に委託会社が作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2015年3月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。 |

ファンドの費用・税金

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|---|--------|-------|------|-----------------|-----------------------------|------|----------------|---|------|-----------------|---------------------------|----|-----------------------|--------------------------------------|
| 購入時手数料 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.24%(税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年2.052%(税抜1.9%)の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>1.242%(税抜1.15%)</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.756%(税抜0.7%)</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.054%(税抜0.05%)</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.052%(税抜1.9%)</td> <td>運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table> <p>※アライアンス・バランスタイン・エル・ビーに対する報酬は、信託報酬のうち委託会社が受ける報酬の中から支払われ、その報酬額は、当ファンドに係るマザーファンドの純資産総額に対し年0.75%の率を乗じて得た額とします。</p> | 配分 | 料率(年率) | 役務の内容 | 委託会社 | 1.242%(税抜1.15%) | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価 | 販売会社 | 0.756%(税抜0.7%) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | 受託会社 | 0.054%(税抜0.05%) | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 | 合計 | 2.052%(税抜1.9%) | 運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率 |
| 配分 | 料率(年率) | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 1.242%(税抜1.15%) | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価 | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.756%(税抜0.7%) | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.054%(税抜0.05%) | ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2.052%(税抜1.9%) | 運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額 × 信託報酬率 | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0108%(税抜0.01%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の料率は個人投資者の源泉徴収時の料率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|--------------|----------|---|
| 分配時 | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税します。普通分配金に対して ……20.315% |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税します。換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して ……20.315% |

- ・上記は2015年3月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。当制度をご利用の場合、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
- ・法人の場合については上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

※最終ページの「当資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご覧ください。



その他

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号 加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 投資顧問会社 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

| | 販売会社名 | 登録番号 | 加入協会 |
|------|-----------------------|------------------------------|---|
| 銀行 | 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 |
| | 株式会社但馬銀行 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第14号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社四国銀行 | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号 | 日本証券業協会 |
| | 株式会社北洋銀行 | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号 | 日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 |
| 証券会社 | 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号 | 日本証券業協会 |
| | 中銀証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号 | 日本証券業協会 |
| | みずほ証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号 | 日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 | 日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| | ワイエム証券株式会社 | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号 | 日本証券業協会 |

<当資料に関してご留意いただきたい事項>

- 当資料は、アライアンス・バーンスタイン(AB)の情報等をもとに明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡します投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。●投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預金等と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。●投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。●投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。●投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料の記載内容、グラフ、数値等は資料作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●当資料の運用実績に関するグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。